

苫社協「犬・猫一時預かり事業」



苫小牧市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉第1係
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

1. 目的

ペットを飼育しているが故に必要な入院加療を拒否し、結果的に病状の悪化や在宅生活が困難になってしまうと予測できる方々の精神的負担の軽減を図ることで、利用者が安心して入院加療に専念し、ペットと共に住み慣れた地域での生活を再開できることを目的とする。

2. 現状（課題）

ペットがいるためサービス利用や入院をためらい、拒否をして援助者が対応に苦慮している高齢者が多く、生命に直結するまで問題が膨れ上がるケースが多い。ペットを放置したまま入院し、ペットが餓死してしまうケースもある。飼い主の高齢化に伴い、飼育環境が著しく低下し、飼い主に悪影響を与えている等様々な問題が出てきている。

3. 事業

I. 事業名

「犬・猫一時預かり事業」

(1) 内容

(預かり登録者)

- ① 預かり登録者説明を受け、登録書とチェックシートへ記入をしていただきます。
- ② ペットの食事やトイレ、お散歩などの基本的なお世話を行っていただきます。
- ③ 場合により、動物病院へ連れていき、そのペットの状況に応じた検査・治療の実施などを行っていただく事もあります。
- ④ 通院や食費、ペットシート等、通常飼育に必要な費用は原則、飼い主負担となります。
- ⑤ 預かり期間は登録者の希望を伺いますが、最大3か月までといたします。
- ⑥ 週に1度、担当職員から状況や様子について電話やメール等で確認させていただきます。

※預かったペットの様子に変化がある場合、速やかに当会へご連絡いただきます。

(2) 対象

(利用者)

- ① 当会職員と面談を行います。(アセスメント票の作成)

- ② 事業説明を行い、事業の趣旨を御理解していただき、利用同意書へ署名捺印をしていただきます。
- ③ 利用者が入院するにあたり、誰の支援も見込めず、ペットのお世話が困難になってしまう方。
- ④ 何らかの事情により、ペットホテル等の施設を利用できない方。
- ⑤ その他社協会長が特に必要と認める方。

※旅行等の余暇活動への対応はいたしません。

※犬の場合はお預かり前にトリミングをしていただきます。

※犬の場合は狂犬病の予防接種を必須といたします。

(利用者負担)

- ① ペットフード、トイレ用品等の消耗品をご用意していただきます。
- ② 必要な通院や治療費は都度負担を頂きます。
- ③ ペットが起こした賠償について。

○次の保険に加入をお願いいたします。

・自動車保険や火災保険

※個人賠償特約を付帯させることにより賠償可能

・ペット保険

※ペット賠償責任特約を付帯させることにより賠償可能

◎保険加入が出来ない場合

賠償事故が起きた場合、損害賠償は利用者の実費負担となります。

(3) 事業開始までの準備及び流れ

①公共施設へのポスター・チラシの配布

②地域福祉課事業での周知

③有志、ボランティア登録説明会の開催

(コロナウィルスの為、開催未定)

※有志・ボランティア希望者へは個々に説明を行い、登録者を募る

※生活支援コーディネーター公式フェイスブックでの周知

※社協HPでの事業周知

※各種マスコミへの取材要請

4. その他

(1) 生活支援コーディネーター事業費予算消耗品より支出する
(郵送費、印刷費等)

(2) ペットフード等消耗品は随時、寄付募集を行う

(3) 随時、里親登録者を募集していく